



島根県報

平成30年3月23日（金）

号外第24号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（総 務 課）	23
島根県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	30
職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	（人 事 課）	31
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	32
特別職の職員の退職手当に関する条例及び島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	33
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	34
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（財 政 課）	35
島根県県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	38
島根県産業廃棄物減量税条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	40
島根県核燃料税条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	41
島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例	（管 財 課）	43
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	48
島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	（健 康 推 進 課）	49
島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	50
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	（高 齢 者 福 祉 課）	51
島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例	（ 〃 ）	76
島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	（ 〃 ）	77
島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	（青 少 年 家 庭 課）	112
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	（障 がい 福 祉 課）	115
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	（ 〃 ）	152
島根県特別会計条例の一部を改正する条例	（中 小 企 業 課）	170
島根県立都市公園条例の一部を改正する条例	（都 市 計 画 課）	171
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	172
島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	174
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	（教 育 庁 総 務 課）	175
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	（学 校 企 画 課）	177

警察に関する手数料条例等の一部を改正する条例

(警 察 本 部) 178

公布された条例等のあらまし

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 条例の概要

(1) 島根県獣医師修学資金関係（第2条関係）

免除の条件及び範囲を次のとおりとすることとした。

ア 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いて貸与期間の2分の3に相当する期間その業務に従事したとき（貸し付けた資金の月額が12万円以下である場合に限る。）。 債務の全部

イ 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いて貸与期間の3分の5に相当する期間その業務に従事したとき（貸し付けた資金の月額が12万円を超える場合に限る。）。 債務の全部

(2) 医学生地域医療奨学金関係（第2条関係）

ア 疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため、奨学金の返還債務の免除の条件である指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間について、指定医療機関における業務従事の履行を猶予することとした。

イ 貸付金の種類、免除の条件等を次のとおりとすることとした。

(7) 貸付金の種類

次に掲げる者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

a 大学の医学を履修する課程に在学する者（bに掲げる者を除く。）又は大学院において医学に関する専門知識を修得しようとする者

b 鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県卒として入学した者

(4) 免除の条件及び範囲

a (7)のaに掲げる者

(a) 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間（貸与期間が、1年未満の場合にあっては3年、1年以上2年未満の場合にあっては当該貸与期間に2年を加えた期間。(b)及び(c)において同じ。)を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事（特定地域医療機関において貸与期間の3分の2に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。(b)及び(c)において同じ。)したとき（貸与期間が1年未満の場合は、指定医療機関において1年6月以上医師の業務に従事（特定地域医療機関において8月以上医師の業務に従事した場合に限る。(b)及び(c)において同じ。)したとき。）。 債務の全部

(b) 大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものを除く。）を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。 債務の全部

(c) 大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものに限る。）を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。 債務の全部

(d) 医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

(e) 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められると

き。 債務の全部又は一部

b (7)の b に掲げる者

(a) 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、指定医療機関において6年間医師の業務に従事（特定地域医療機関において3年以上医師の業務に従事した場合に限る。）

したとき。 債務の全部

(b) a の(d)に掲げるとき。 債務の全部

(c) a の(e)に掲げるとき。 債務の全部又は一部

ウ イの(7)の a に掲げる者

指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間がある場合であつて、やむを得ない事由があると知事が認めるときは、当該期間について返還債務の免除条件である指定医療機関における業務従事の履行を猶予することとした。

(3) 緊急医師確保対策枠奨学金関係（第2条関係）

疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため、奨学金の返還債務の免除の条件である指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間について、指定医療機関における業務従事の履行を猶予することとした。

2 施行期日

1 の(2)のア及び(3)については公布の日から、1 の(1)並びに(2)のイ及びウについては平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

1 条例の概要

民間との均衡を図るため設けられている退職手当の調整率を、100分の87から100分の83.7に引き下げることにした。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 条例の概要

練習船乗組員実習指導手当の新設（第2条・第35条の2関係）

手当の内容	手当額
水産練習船神海丸に乗り組む職員が実習生に対する実習指導（海技士の免許の取得のためのものに限る。）の業務に従事したときに支給する。	1日 2,700円を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇特別職の職員の退職手当に関する条例及び島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 条例の概要

(1) 知事等の退職手当の支給割合の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知 事	100分の51	100分の49.4
副 知 事	100分の36	100分の34.9
教 育 長	100分の22	100分の21.3
常 勤 の 監 査 委 員	100分の14	100分の13.5

(2) 病院事業管理者の退職手当の支給割合の改正

改 正 前	改 正 後
100分の22	100分の21.3

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に一般財団法人ダム技術センターを追加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 条例の概要

(1) 調理師試験の事務を指定試験機関が行う場合にあつては、当該事務に係る手数料を指定試験機関に納付しなければならないこととした。（第3条関係）

(2) 消防法関係手数料（別表6の項関係）

ア 危険物取扱者試験等に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
甲種危険物取扱者試験	5,000円	6,500円
乙種危険物取扱者試験	3,400円	4,500円
丙種危険物取扱者試験	2,700円	3,600円
危険物取扱者免状の交付	2,800円	2,900円
危険物取扱者免状の再交付	1,800円	1,900円

イ 消防設備士試験等に係る手数料の改正

区 分	改正前	改正後
甲種消防設備士試験	5,000円	5,700円
乙種消防設備士試験	3,400円	3,800円
消防設備士免状の交付	2,800円	2,900円
消防設備士免状の再交付	1,800円	1,900円

(3) 土壌汚染対策法関係手数料（別表10の3の項関係）

汚染土壌処理業の譲渡等の承認に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認を受けようとする者	120,000円
イ 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認を受けようとする者	120,000円
ウ 汚染土壌処理業の相続の承認を受けようとする者	120,000円

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料（別表12の項関係）

2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施することの認定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 認定を受けようとする者	147,000円
イ 変更の認定を受けようとする者	134,000円

(5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料（別表12の2の項関係）

破砕業の事業範囲の変更の許可に係る手数料の改正

改正前	改正後
75,000円	67,000円

(6) 介護保険法関係手数料（別表23の項関係）

介護医療院の開設等の許可に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 開設の許可を受けようとする者	63,500円
イ 変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者	33,000円

(7) 砂利採取法関係手数料（別表51の項関係）

ア 砂利の採取計画の認可に係る手数料の改正

手数料を納めなければならない者	改正前	改正後
砂利の採取計画の認可を受けようとする者（砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にある場合に限る。）	37,700円	33,900円

イ 砂利の採取計画の変更の認可に係る手数料の改正

改正前		改正後	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額
砂利の採取計画の変更の認可を受けようとする者	17,000円	砂利の採取計画の変更の認可を受けようとする者 ア 砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にある場合 イ その他の場合	15,000円 17,000円

(8) 建築士法関係手数料（別表60の項関係）

二級建築士試験及び木造建築士試験に係る手数料の改正

改正前	改正後
16,900円	17,700円

(9) その他規定の整理

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成30年5月1日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 条例の概要

- (1) ガス供給業に係る法人の事業税の課税方式に係る規定の整備（第16条関係）
- (2) 耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、耐震基準に適合するための改修を実施する場合における当該既存住宅の用に供される土地に係る不動産取得税の減額措置の申告に係る規定の整備（第25条の2関係）
- (3) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税について、100分の4の税率を100分の3とする特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。（附則第14項関係）
- (4) 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。（附則第23項関係）
- (5) 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正
- (6) 島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正
- (7) その他規定の整理
- (8) (1)から(5)まで及び(7)の一部については、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成30年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこととした。
- (9) (1)から(5)まで及び(7)の一部については、(8)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとする事とした。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1の(8)及び(9)については、公布の日から施行することとした。

◇島根県産業廃棄物減量税条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 条例の概要

- (1) 許可状の交付を受けることができないときに、現行犯事件の臨検等を行うことができる地方税について、産業廃棄物減量税を指定することとした。（第18条第3項関係）
- (2) 臨検等の夜間執行の制限を受けない地方税について、産業廃棄物減量税を指定することとした。（第18条第4項関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県核燃料税条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 条例の概要

- (1) 発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める日になされたものとする事とした。（第4条第2項関係）

発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に規定する使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法の規定による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（以下「使用前検査合格日」という。）
発電用原子炉について原子炉等規制法の規定による定期事業者検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合	当該発電用原子炉の定期事業者検査が終了した日

- (2) 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業は、発電用原子炉を新規に設置した場合には、使用前検査

合格日の翌日から起算して34月を経過した日又は定期事業者検査の期間内に核燃料の装荷が行われた定期事業者検査のうち最初の定期事業者検査が終了した日のいずれか早い日に開始されたものとする事とした。(第4条第3項関係)

(3) 引用する条項の整理

2 施行期日

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、1の(3)については、平成30年10月1日から施行することとした。

◇島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例(条例第11号)

1 条例の概要

(1) 目的等

この条例は、放置自動車の処理について必要な事項を定め、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、県有地等の機能を速やかに回復し、生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的とする事とした。(第1条関係)

(2) 定義

次のとおり定義規定を設けることとした。(第2条関係)

ア 県有地等 県が所有し、又は管理する土地をいう。

イ 自動車 道路運送車両法に規定する自動車をいう。

ウ 放置 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間置くことをいう。

エ 放置自動車 放置されている自動車をいう。

オ 所有者等 自動車の所有権、使用権若しくは占有権を有している者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。

(3) 放置の禁止

何人も、正当な理由なく、県有地等に自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならないこととした。(第3条関係)

(4) 調査等

ア 知事は、県有地等に放置自動車があるときは、その職員に、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車の見やすい箇所に貼り付けさせることができることとした。(第4条第1項関係)

イ 知事は、アにより放置自動車を調査させる場合において、車外からの調査では所有者等が判明しないときは、その職員に、当該放置自動車が発錠されている場合にあつては、当該発錠を解除させ、その目的を達成するために必要な最小限度において車内等の調査をさせることができることとした。(第4条第3項関係)

(5) 放置自動車の移動及び保管

知事は、(4)のアにより警告書を貼り付けた日の翌日から起算して14日を経過した日以後引き続き当該放置自動車が置かれている場合において、当該県有地等の利用上又は管理上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該放置自動車を移動し、及び保管することができることとした。(第5条関係)

(6) 勧告及び命令

ア 知事は、(4)のア及びイによる調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、規則で定めるところにより、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができることとした。(第6条第1項関係)

イ 知事は、アによる勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期限を定めて、

その勧告に従うべきことを命ずることができることとした。(第6条第2項関係)

(7) 廃自動車認定

ア 知事は、(4)のア及びイによる調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合(所有者等の所在が判明しない場合を含む。以下同じ。)において、当該放置自動車が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該放置自動車を廃自動車と認定することができることとした。(第7条第1項関係)

(ア) (4)のアによる警告書の貼付けの日の翌日から起算して14日を経過していること。

(イ) 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていること。

(ウ) 道路運送車両法の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容を読み取ることができないこと又は同法の規定による抹消登録がなされていること。

(エ) 道路運送車両法の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容を読み取ることができないこと。

イ 知事は、アによる認定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示しなければならないこととした。(第7条第2項関係)

(ア) (4)のアによる警告書の貼付けの日

(イ) 放置されている場所(5)により放置自動車を移動し、及び保管した場合には、放置されていた場所)

(ウ) 放置自動車の車名、塗色、種別及び道路運送車両法に規定する自動車登録番号又は車両番号のうち判明しているもの

(エ) 公示の日の翌日から起算して14日を経過した日以後に当該放置自動車について廃自動車認定をし、これを処分する旨

(8) 処分

ア 知事は、(7)のアにより放置自動車を廃自動車と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができることとした。(第8条第1項関係)

イ 知事は、(4)のア及びイによる調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、(7)のアにより当該放置自動車を廃自動車と認定することが困難なときは、当該放置自動車に係る次に掲げる事項を公示し、その公示の日の翌日から起算して3月を経過した日以後に当該放置自動車の処分を行うことができることとした。

(第8条第2項関係)

(ア) (7)のイの(ア)から(ウ)までに掲げる事項

(イ) 公示の日の翌日から起算して3月を経過した日以後に当該放置自動車を処分する旨

(9) 費用の請求

知事は、(5)により放置自動車を移動し、及び保管したとき又は(8)により放置自動車を処分したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、当該移動及び保管又は処分に要した費用を請求することができることとした。(第9条関係)

(10) 罰則

(6)のイによる命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処することとした。(第11条関係)

2 施行期日

平成30年7月1日から施行することとした。

◇島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第12号)

1 条例の概要

島根県議会議員の選挙におけるビラ作成の公費負担の新設

(1) 公費負担は、候補者1人につき、公職選挙法で定める枚数以内において(2)により算定した金額の範囲内で行うこ

ととした。(第6条関係)

(2) 公費負担の限度額は、候補者1人につき、ピラ1枚当たり7円51銭とすることとした。(第8条関係)

2 施行期日等

平成31年3月1日から施行し、同日以後にその期日を告示される島根県議会議員の選挙について適用することとした。

◇島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 条例の概要

後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合の改定(第6条関係)

改 正 前	改 正 後
10万分の41	零

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第14号)

1 条例の概要

(1) 財政安定化基金による交付事業に係る交付金の交付の要件を定めることとした。(第6条関係)

(2) 市町村に対して納付を求める財政安定化基金拠出金の徴収について定めることとした。(第7条関係)

(3) その他規定の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(条例第15号)

1 条例の概要

(1) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の責務として、居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況等の必要な情報の提供を行うことを追加することとした。(第29条関係)

イ 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成等に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求める等の不当な働きかけを行ってはならないこととした。(第36条の2関係)

ウ 共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)に規定する「指定居宅介護事業者」をいう。)等の事業の基準を設けることとした。(第42条の2・第42条の3関係)

エ 指定訪問リハビリテーション事業所に、常勤の医師を配置しなければならないこととした。(第81条関係)

オ 看護職員が行う指定居宅療養管理指導を廃止することとした。(第90条―第92条・第95条関係)

カ 指定居宅療養管理指導事業所ごとに定める運営規程に、通常の事業の実施地域の規定を追加することとした。(第96条関係)

キ 共生型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準に規定する指定生活介護事業者をいう。)及び指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に

- 関する基準に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)等の事業の基準を設けることとした。(第114条・第115条関係)
- ク 共生型短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準に規定する指定短期入所事業者をいう。(2)のエにおいて同じ。)の事業の基準を設けることとした。(第181条の2・第181条の3関係)
- ケ 診療所(療養病床を有するものを除く。(2)のオにおいて同じ。)である指定短期入所療養介護事業所の設備の基準について、食堂に関する規定を削除することとした。(第191条関係)
- コ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。(第226条関係)
- サ 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の提供に当たって、福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報の提供を追加することとした。(第255条関係)
- シ 介護医療院の創設に伴う規定の整備
- ス その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正
- セ その他規定の整理
- (2) 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正
- ア 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に、常勤の医師を配置しなければならないこととした。(第80条関係)
- イ 看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導を廃止することとした。(第88条—第90条・第96条関係)
- ウ 指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに定める運営規程に、通常の事業の実施地域の規定を追加することとした。(第92条関係)
- エ 共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者の事業の基準を設けることとした。(第165条の2・第165条の3関係)
- オ 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準について、食堂に関する規定を削除することとした。(第175条関係)
- カ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。(第212条関係)
- キ 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報の提供を追加することとした。(第251条関係)
- ク 介護医療院の創設に伴う規定の整備
- ケ その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正
- コ その他規定の整理
- (3) 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- ア 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。(第17条関係)
- イ 介護医療院の創設に伴う規定の整備
- (4) 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- ア 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。(第16条関係)
- イ 介護医療院の創設に伴う規定の整備
- (5) 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

- ア 特別養護老人ホームにおいて定める運営規程に、緊急時等における対応方法の規定を追加することとした。
(第7条・第34条関係)
- イ 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。(第15条・第36条関係)
- ウ 介護医療院の創設に伴う規定の整備
- エ その他特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正
- (6) 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
 - ア 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。(第15条・第47条関係)
 - イ 指定介護老人福祉施設において定める運営規程に、緊急時等における対応方法の規定を追加することとした。
(第28条・第51条関係)
 - ウ 介護医療院の創設に伴う規定の整備
 - エ その他指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正
- (7) 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ア 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。(第15条・第46条関係)
 - イ 介護医療院の創設に伴う規定の整備
 - ウ その他介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正
- (8) 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ア 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。
(第16条・第47条関係)
 - イ 介護医療院の創設に伴う規定の整備
 - ウ その他指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正
 - エ その他規定の整理

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のサ及び(2)のキについては、平成30年10月1日から施行することとした。

◇島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例(条例第16号)

1 条例の概要

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止することとした。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(条例第17号)

1 条例の概要

次に掲げる介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとした。

- (1) 従事する従業者及びその員数
- (2) 有しなければならない施設及び構造設備
- (3) 入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- (4) その他人員及び運営に関する事項

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

(1) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務、説明義務及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務が規定されたこと等に伴い、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等に関する規定を改めることとした。

ア 保護者は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結をするに当たっては、当該契約に係る特定携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないことがやむを得ないと認められる理由等を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこととした。（第25条の2第2項関係）

イ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、保護者からアの書面の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務契約に係る特定携帯電話端末等を販売することができることとした。（第25条の2第3項関係）

ウ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務の契約に係る特定携帯電話端末等を販売したときは、当該契約に係る青少年が満18歳に達する日までの間、アの書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項が記録された電磁的記録を保存しなければならないこととした。（第25条の2第4項関係）

エ 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する必要な措置の勧告を行うために必要な限度内において、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務契約に係る特定携帯電話端末等の販売を受けたと認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができることとした。（第25条の3関係）

オ その他規定の整備

(2) 保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用をしない旨の申出をするとき又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときに携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出する書面について、当該申出の理由等を記録した電磁的記録を含むものとすることとした。（第25条の2第2項関係）

2 施行期日

平成30年5月1日から施行することとした。

◇島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第19号）

1 条例の概要

(1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所並びに自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）について、共生型障害福祉サービスに関する基準を定めることとした。（第44条の2—第44条の4・第95条の2—第95条の5・第110条の2—第110条の4・第149条の2—第149条の4・第159条の2—第159条の4）

イ 就労定着支援の創設に伴う規定の整備（第194条の2—第194条の12関係）

ウ 自立生活援助の創設に伴う規定の整備（第194条の13—第194条の20関係）

エ 共同生活援助について、日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準を定めることとした。（第201条の2—第201条の11関係）

オ その他指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正

カ その他規定の整理

- (2) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

指定障害者支援施設が指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合の従業者の員数及び設備に係る基準の特例を廃止することとした。

- (3) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならないこととした。（第44条の2関係）

イ 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこととした。（第64条の2関係）

ウ その他規定の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

- (1) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定児童発達支援事業所等の人員配置基準について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を置くべき従業者とし、そのうちの半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。（第6条・第55条の6関係）

イ 指定児童発達支援事業所等の人員配置基準について、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置くべき従業者とすることとした。（第6条・第7条・第57条・第67条関係）

ウ 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所に配置すべき機能訓練担当職員について、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができることとした。（第6条・第67条関係）

エ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、共生型障害児通所支援に関する基準を定めることとした。（第55条の2—第55条の5・第72条の2関係）

オ 指定居宅訪問型児童発達支援の創設に伴う規定の整備（第72条の7—第72条の14関係）

カ その他指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正

キ その他規定の整理

- (2) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

福祉型障害児入所施設等の人員配置基準について、看護職員を置くべき従業者とすることとした。（第67条・第82条関係）

- (3) 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定福祉型障害児入所施設の人員配置基準について、看護職員を置くべき従業者とすることとした。（第5条関係）

イ 指定福祉型障害児入所施設が指定障害者入所施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合の従業者の員数及び設備に係る基準の特例を廃止することとした。

ウ その他規定の整理

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県特別会計条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

島根県中小企業制度融資等特別会計の設置（本則第13号関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

(1) 都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を100分の50とすることとした。（第1条の5関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 条例の概要

(1) 県営住宅の家賃の決定に当たり、認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認められる場合は、官公署の書類の閲覧等により把握する収入状況をもって、当該入居者の家賃を定めることとした。（第12条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

◇島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 条例の概要

(1) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

ア 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域に、田園住居地域を追加することとした。（第10条関係）

イ 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

(2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 建築基準法に基づく事務のうち、田園住居地域における建築等の許可に係る申請の受理に関する事務を浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲することとした。（第2条の表第25号関係）

イ 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

平成30年 4 月 1 日から施行することとした。

◇市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

(1) 義務教育学校が設置されることに伴う次に掲げる条例の規定の整備

- ア 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例
- イ 市町村立学校職員の旅費に関する条例
- ウ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- エ 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例
- オ 市町村立学校の教職員定数条例
- カ 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
- キ 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- ク 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例

(2) 職員の給与に関する条例の一部改正

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正に伴う規定の整備

2 施行期日

平成30年 4 月 1 日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,570人	1,573人	3人
	事務職員、技術職員その他の職員	187人	187人	—
特別支援学校	教育職員	989人	995人	6人
	事務職員、技術職員その他の職員	80人	80人	—
小学校及び中学校	教育職員	5,056人	5,034人	△22人
	事務職員及び技術職員	348人	355人	7人

2 施行期日

平成30年 4 月 1 日から施行することとした。

◇警察に関する手数料条例等の一部を改正する条例（条例第27号）

1 条例の概要

(1) 警察に関する手数料条例の一部改正

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料（別表第1の5の項・7の項・備考5関係）

区 分	改正前	改正後
営業所の構造又は設備の変更の承認	11,000円	9,900円
特例風俗営業者の認定	15,000円	13,000円
特例風俗営業の認定を受けようとする者が同時に他の特例風俗営業の認定を受けようとする場合の認定	11,700円	10,000円
特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合に手数料の額から減ずる額	8,000円	8,700円

イ 火薬類取締法関係手数料（別表第1の18の項関係）

区 分	改正前	改正後
運搬証明書の交付	2,400円	2,100円

ウ 質屋営業法関係手数料（別表第1の20の項関係）

区 分	改正前	改正後
営業の許可	25,000円	22,000円

エ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料（別表第1の25の項関係）

区 分	改正前	改正後
運搬証明書の書換え	4,600円	5,400円

オ 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料（別表第1の30の項・31の項関係）

区 分	改正前	改正後
国際競技に参加するために入国する外国人で銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者が同時に他の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の許可	1,600円	1,800円
許可証の再交付	2,200円	1,900円

カ 駐車監視員資格者証に係る手数料（別表第1の35の3の項関係）

区 分	改正前	改正後
再交付	2,000円	1,800円

キ 運転免許試験等に係る手数料

(7) 運転免許試験（別表第1の38の項関係）

区 分	改正前	改正後	
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者	1,600円	1,550円
	試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用しないで受ける場合（以下「自動車不使用」という。））	4,400円	4,100円
	試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合（以下「自動車使用」という。））	7,050円	6,600円
普通自動車免許	特定失効者又は特定取消処分者	1,850円	1,900円
	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	2,200円	2,550円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	3,100円	3,350円
特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	2,950円	2,600円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,500円	4,050円

小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	特定失効者又は特定取消処分者	1,850円	1,900円
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許（以下「大型自動車第2種免許等」という。）	指定自動車教習所卒業者	1,750円	1,700円
	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	4,550円	4,800円
仮運転免許	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	2,850円	2,900円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,400円	4,350円

(イ) 技能検査（自動車の運転について必要な技能の有無の検査）（別表第1の38の2の項関係）

区 分		改正前	改正後
大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許	自動車不使用	4,050円	3,900円
	自動車使用	6,700円	6,400円
普通自動車仮運転免許	自動車不使用	3,850円	3,750円
	自動車使用	4,750円	4,550円

(ロ) 免許に付された限定を解除するための審査（別表第1の39の項関係）

区 分		改正前	改正後
自動車不使用		1,450円	1,400円
自動車使用		3,000円	2,850円

(エ) 運転免許証の交付（別表第1の40の項関係）

区 分		改正前	改正後
仮運転免許証		1,100円	1,150円

(オ) 運転免許証の再交付（別表第1の41の項関係）

区 分		改正前	改正後
仮運転免許証		1,100円	1,150円

(カ) 認知機能検査（別表第1の41の3の項関係）

区 分		改正前	改正後
認知機能検査		650円	750円

(キ) 技能検定員資格者証等の交付（別表第1の42の項・44の項関係）

区 分		改正前	改正後
技能検定員資格者証		1,100円	1,150円
教習指導員資格者証		1,100円	1,150円

(ク) 技能検定員審査等（別表第1の43の項・45の項関係）

区 分		改正前	改正後
技能検定員審査	大型自動車免許等	23,100円	23,400円
	普通自動車免許	19,650円	19,500円
	特定第1種免許	14,500円	14,700円
	大型自動車第2種免許等	21,700円	21,500円
教習指導員審査	大型自動車免許等	14,600円	14,550円
	普通自動車免許	11,800円	11,850円

	特定第1種免許	9,400円	9,650円
	大型自動車第2種免許等	12,750円	12,450円

(ケ) 再試験 (別表第1の46の項関係)

区 分		改正前	改正後
準中型自動車免許	自動車不使用	2,000円	1,900円
	自動車使用	4,650円	4,400円
普通自動車免許	自動車不使用	1,950円	1,750円
	自動車使用	2,850円	2,550円
大型自動2輪車免許又は普通自動2輪車免許	自動車不使用	1,750円	1,650円
	自動車使用	3,300円	3,100円
原動機付自転車免許		1,050円	1,000円

(カ) 運転免許証の更新 (別表第1の47の項関係)

区 分	改正前	改正後
住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行う運転免許証の更新	2,500円	2,550円

(キ) 国外運転免許証の交付 (別表第1の48の項関係)

区 分	改正前	改正後
国外運転免許証の交付	2,400円	2,350円

(ク) 講習 (別表第1の49の項関係)

区 分		改正前	改正後
停止処分者講習		1時間につき 2,100円	1時間につき 1,950円
取得時講習	大型自動車免許等 (普通自動車免許保有者に限る。)	1時間につき 4,100円	1時間につき 4,450円
	準中型自動車免許 (普通自動車免許保有者を除く。)	1時間につき 3,400円	1時間につき 3,500円
	普通自動車免許	1時間につき 2,450円	1時間につき 2,800円
	大型自動2輪車免許	1時間につき 4,100円	1時間につき 4,150円
	原動機付自転車免許	1時間につき 1,400円	1時間につき 1,500円
	応急救護処置講習	1時間につき 1,300円	1時間につき 1,400円
指定自動車教習所職員講習		1時間につき 650円	1時間につき 750円
初心運転者講習	原動機付自転車免許	1時間につき 2,400円	1時間につき 2,450円
高齢者講習 (70歳以上75歳未満)	小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許	4,650円	5,100円
	小型特殊自動車免許のみ	2,000円	2,250円
高齢者講習 (75歳以上)		4,650円	5,100円

	小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許（更新時高齢者講習）	（認知機能が低下しているおそれがある場合にあっては、7,550円）	（認知機能が低下しているおそれがある場合にあっては、7,950円）
	小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許（臨時高齢者講習）	5,650円	5,800円
	小型特殊自動車免許のみ（更新時高齢者講習）	2,000円 （認知機能が低下しているおそれがある場合にあっては、4,300円）	2,250円 （認知機能が低下しているおそれがある場合にあっては、4,450円）
	小型特殊自動車免許のみ（臨時高齢者講習）	2,400円	2,350円
違反運転者講習	運転者の資質の向上に資する活動を含まない講習	13,200円	12,500円
自転車講習		1時間につき 1,900円	1時間につき 2,000円

(ヌ) 審査細目の免除により技能検定員審査手数料の額から減ずる額（別表第2関係）

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
技能検定員として必要な運転技能	普通自動車免許	3,600円	3,550円
	特定第1種運転免許	1,300円	1,250円
教則の内容となっている事項	大型自動車免許等	2,450円	2,500円
	普通自動車免許	1,950円	2,000円
	特定第1種運転免許	1,950円	2,000円
自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許等	2,450円	2,500円
	普通自動車免許	1,950円	2,000円
	特定第1種運転免許	1,950円	2,000円
技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許等	2,000円	2,350円
	普通自動車免許	1,950円	1,900円
	特定第1種運転免許	2,500円	2,650円
自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許等	1,750円	1,800円
	普通自動車免許	2,100円	2,050円
技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	2,450円	2,350円
	普通自動車免許	850円	900円
	特定第1種運転免許	1,050円	1,100円
教則の内容となっている事項及び自動車教習所に関する法令についての	大型自動車第2種免許等	3,100円	2,900円
	大型自動車免許等	550円	500円
	普通自動車免許	350円	300円

知識のいずれも免除される場合に更に減ずる額	特定第1種運転免許	350円	300円
-----------------------	-----------	------	------

(セ) 審査細目の免除により教習指導員審査手数料の額から減ずる額 (別表第3関係)

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
教習指導員として必要な自動車の運転技能	普通自動車免許	3,600円	3,550円
	特定第1種運転免許	1,300円	1,250円
技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許等	1,350円	1,400円
	普通自動車免許	1,250円	1,300円
	特定第1種運転免許	1,300円	1,350円
学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許等	1,250円	1,300円
	普通自動車免許	1,200円	1,250円
	特定第1種運転免許	1,100円	1,250円
教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許等	1,550円	1,600円
自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許等	1,550円	1,600円
教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許等	1,400円	1,500円
	特定第1種運転免許	1,200円	1,250円
教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	2,500円	2,400円
	大型自動車第2種免許等	3,150円	2,850円
教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識及び自動車教習所に関する法令についての知識のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	250円	150円
	普通自動車免許	100円	150円
	特定第1種運転免許	100円	150円

ク 警備業法関係手数料 (別表第1の60の項・63の2の項関係)

区 分	改正前	改正後
警備員指導教育責任者資格者証の書換え	2,000円	1,800円
機械警備業務管理者資格者証の書換え	2,000円	1,800円

ケ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料 (別表第1の64の2の項・64の3の項関係)

区 分	改正前	改正後
自動車運転代行業の認定	13,000円	12,000円
認定証の再交付	1,900円	1,700円

コ 探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料 (別表第1の64の6の項・64の7の項関係)

区 分	改正前	改正後
変更届出証明書の交付	1,500円	1,600円
届出証明書の再交付	1,000円	1,100円

- (2) 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例の一部改正
運転免許再試験に係る手数料 (附則第2項関係)

区 分		改正前	改正後
準中型自動車免許（準中型自動車免許とみなされる普通自動車免許を受けている者等に限る。）	自動車不使用	1,950円	1,750円
	自動車使用	2,850円	2,550円

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 1 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表医学生地域医療奨学金の項中「期間。次号において同じ。）」の次に「（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修（以下「臨床研修」という。）以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この項において同じ。）に従事することができなかった期間を除く。次号において同じ。）」を加え、「（医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修（以下「臨床研修」という。）以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表緊急医師確保対策枠奨学金の項中「12年」の次に「（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この号において同じ。）に従事することができなかった期間を除く。）」を加え、「（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。）」を削る。

第 2 条 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表島根県獣医師修学資金の項免除の条件の欄第 1 号中「従事したとき」の次に「（貸し付けた資金の月額が12万円以下である場合に限る。）」を加え、同欄中第 3 号を第 4 号とし、同欄第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同欄第 3 号とし、同欄第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から 2 年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いて貸与期間の 3 分の 5 に相当する期間その業務に従事したとき（貸し付けた資金の月額が12万円を超える場合に限る。）。

第 2 条の表医学生地域医療奨学金の項を次のように改める。

<p>医学生地域医療奨学金</p>	<p>県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、次に掲げる者で、将来県内の医療機関のうち知事が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金</p> <p>(1) 学校教育法による大学（自治医科大学を除く。以下この項において「大学」という。）の医学を履修する課程に在学する者（(2)に掲げる者を除く。）又は学校教育法による大学院（以下「大学院」という。）において医学に</p>	<p>1 大学の課程（鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県卒として入学した者が在学するものを除く。）を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の 2 倍に相当する期間（貸与期間が、1 年未満の場合にあっては 3 年、1 年以上 2 年未満の場合にあっては当該貸与期間に 2 年を加えた期間。次号及び第 3 号において同じ。）（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）による臨床研修（以下「臨床研修」という。）以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この項において同じ。）に従事することができなかった期間（指定医療機関の長の</p>	<p>債務の全部</p>
-------------------	--	---	--------------

関する専門知識
を修得しようとする者

(2) 鳥取大学医学
部に在学する者
のうち島根県枠
として入学した
者

指示により指定医療機関
以外の医療機関において
医師の業務に従事する期
間その他の指定医療機関
の長の指示により指定医
療機関又は指定医療機関
のうち知事が定めるもの
(以下「特定地域医療機
関」という。)において
医師の業務に従事するこ
とができない期間(以下
この号において「指定医
療機関以外従事等期間」
という。)がある場合で
あって、指定医療機関以
外従事等期間があること
についてやむを得ない事
由があると知事が認めた
ときにおける当該指定医
療機関以外従事等期間を
含む。)を除く。次号及
び第 3 号において同
じ。)を経過する日まで
の間に、指定医療機関に
おいて、臨床研修を受
け、かつ、その期間を含
めて貸与期間の 2 分の 3

に相当する期間医師の業務に従事（特定地域医療機関において貸与期間の 3 分の 2 に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。次号及び第 3 号において同じ。）したとき（貸与期間が 1 年未満の場合は、指定医療機関において 1 年 6 月以上医師の業務に従事（特定地域医療機関において 8 月以上医師の業務に従事した場合に限る。）したときに限る。次号及び第 3 号において同じ。）。

- 2 大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものを除く。）を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の 2 倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受

け、かつ、その期間を含めて貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間医師の業務に従事したとき。

3 大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものに限る。）を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の 2 倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間医師の業務に従事したとき。

4 大学の課程（鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県枠として入学した者が在学するものに限る。）を修了した日の属する月の翌月の初日から 12 年（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事する

		<p>ことができなかつた期間を除く。)を経過する日までの間に、指定医療機関において 6 年間医師の業務に従事(特定地域医療機関において 3 年以上医師の業務に従事した場合に限る。)したとき。</p> <p>5 前各号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたと認められるとき。</p>	
		<p>6 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条及び次項の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定の施行の日前に貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金に

については、なお従前の例による。

島根県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 2 号

島根県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

島根県公立大学法人評価委員会条例（平成18年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第11条第 3 項」を「第11条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項中「100分の 87」を「100分の 83.7」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年島根県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「100分の 87」を「100分の 83.7」に改める。

第 3 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「100分の 87」を「100分の 83.7」に、「104分の 87」を「104分の 83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 4 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第30号を第31号とし、第29号を第30号とし、第28号を第29号とし、第27号の次に次の 1 号を加える。

(28) 練習船乗組員実習指導手当

第35条の次に次の 1 条を加える。

（練習船乗組員実習指導手当）

第35条の 2 練習船乗組員実習指導手当は、水産練習船神海丸に乗り組む職員が実習生に対する実習指導（海技士の免許の取得のためのものに限る。）の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき、2,700円を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額とする。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員の退職手当に関する条例及び島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 5 号

特別職の職員の退職手当に関する条例及び島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年島根県条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「100分の 51」を「100分の 49.4」に改め、同条第 2 号中「100分の 36」を「100分の 34.9」に改め、同条第 3 号中「100分の 22」を「100分の 21.3」に改め、同条第 4 号中「100分の 14」を「100分の 13.5」に改める。

(島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 19 年島根県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「100分の 22」を「100分の 21.3」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第30号を第31号とし、第20号から第29号までを 1 号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の 1 号を加える。

(20) 一般財団法人ダム技術センター

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第12号を第13号とし、第 7 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 別表20の項第 2 号の調理師試験に係る手数料 調理師法（昭和33年法律第 147号）第 3 条の 2 第 2 項に規定する指定試験機関

別表 6 の項第 7 号ア中「5,000円」を「6,500円」に改め、同号イ中「3,400円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「2,700円」を「3,600円」に改め、同項第 8 号中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項第10号ア中「5,000円」を「5,700円」に改め、同号イ中「3,400円」を「3,800円」に改め、同項第11号中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項第14号及び第16号中「1,800円」を「1,900円」に改める。

別表10の 3 の項中第 5 号を第 8 号とし、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

(5) 法第27条の 2 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認を受けようとする者	120,000円
(6) 法第27条の 3 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認を受けようとする者	120,000円
(7) 法第27条の 4 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認を受けようとする者	120,000円

別表12の項中第23号を第25号とし、第 7 号から第22号までを 2 号ずつ繰り下

げ、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 法第12条の 7 第 1 項の規定に基づく 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に 係る特例の認定を受けようとする者	147,000円
(8) 法第12条の 7 第 7 項の規定に基づく 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に 係る特例の認定に係る事項の変更の認定 を受けようとする者	134,000円

別表12の 2 の項第 9 号中「75,000円」を「67,000円」に改める。

別表20の項第 1 号中「(昭和33年法律第147号)」を削る。

別表23の項に次の 2 号を加える。

(8) 法第107条第 1 項の規定に基づく介護 医療院の開設の許可を受けようとする者	63,500円
(9) 法第107条第 2 項の規定に基づく介護 医療院の変更の許可(構造設備の変更を 伴うものに限る。)を受けようとする者	33,000円

別表51の項第 4 号ア中「37,700円」を「33,900円」に改め、同項第 5 号を次の
ように改める。

(5) 法第20条第 1 項の規定に基づく変更の 認可を受けようとする者	
ア 砂利採取場の区域の全部又は一部が 河川区域等の区域内にある場合	15,000円
イ その他の場合	17,000円

別表60の項第 3 号中「16,900円」を「17,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 6 の項の改正規定は、平成30年 5 月 1 日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 8 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「ガス供給業」の次に「（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。次項及び第19条第2項において同じ。）」を加える。

第24条第2項中「及び第5項」を「、第5項及び第7項」に改める。

第25条の2中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

第37条第3項中「前項」を「前項第2号」に改める。

第46条第9号中「同条第25項」を「同条第27項」に改める。

附則第14項を次のように改める。

（不動産取得税の税率の特例）

14 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第22条の規定にかかわらず、100分の3とする。

附則第23項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第16条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 3 新条例第25条の2の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（失効等）

- 4 第16条第1項、第24条第2項、第25条の2並びに附則第14項及び第23項の改正規定並びに附則第2項、第3項及び第6項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号。以下「改正法」という。）が平成30年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

- 5 第16条第1項、第24条第2項、第25条の2並びに附則第14項及び第23項の改正規定並びに附則第2項、第3項及び第6項の規定は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

（特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正）

- 6 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「附則第14項第1号」を「附則第14項」に改める。

（島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 7 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち島根県県税条例第45条の次に3条を加える改正規定のうち第45条の3第3項中「前項」を「前項第2号」に改める。

島根県産業廃棄物減量税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 9 号

島根県産業廃棄物減量税条例の一部を改正する条例

島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項中「昭和25年政令第245号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「で条例」を「であって条例」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 産業廃棄物減量税は、令第 6 条の22の 4 第 6 号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。
- 4 産業廃棄物減量税は、令第 6 条の22の 9 第 4 号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 10 号

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例

島根県核燃料税条例（平成26年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「第43条の 3 の33第 2 項」を「第43条の 3 の34第 2 項」に改め、同条第 2 項第 1 号中「使用前検査及び」を「使用前事業者検査に係る同条第 3 項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日又は」に、「の全てに合格した日」を「に合格した日のいずれか遅い日」に改め、同項第 2 号中「第43条の 3 の15第 1 項の規定による施設定期検査（以下「施設定期検査」を「第43条の 3 の16の規定による定期事業者検査（以下「定期事業者検査」に、「施設定期検査が」を「定期事業者検査が」に改め、同条第 3 項中「施設定期検査」を「定期事業者検査」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成30年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第 7 条第 1 項の規定の適用を受ける発電用原子炉（最初の核燃料の装荷が行われていないものに限る。）に対するこの条例による改正後の島根県核燃料税条例第 4 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「原子炉等規制法第43条の 3 の11第 1 項の規定による使用前事業者検査に係る同条第 3 項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日」とあるのは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第 7 条第 1

項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 3 条の規定による改正前の原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項の規定による検査に合格した日」とする。

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 11 号

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例

(目的等)

第 1 条 この条例は、放置自動車の処理について必要な事項を定め、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、県有地等の機能を速やかに回復し、生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的とする。

2 県有地等の管理上の支障の除去、生活環境の保全上の支障の除去等放置自動車に対して講ずることのできる措置について、法令に定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県有地等 県が所有し、又は管理する土地をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。
- (3) 放置 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間置くことをいう。
- (4) 放置自動車 放置されている自動車をいう。
- (5) 所有者等 自動車の所有権、使用権若しくは占有権を有している者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。

(放置の禁止)

第 3 条 何人も、正当な理由なく、県有地等に自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(調査等)

第 4 条 知事は、県有地等に放置自動車があるときは、その職員に、当該放置自

動車の状況、所有者等その他の事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車の見やすい箇所に貼り付けさせることができる。

- 2 知事は、県有地等に放置自動車があるときは、当該放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通報するものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定により放置自動車を調査させる場合において、車外からの調査では所有者等が判明しないときは、その職員に、当該放置自動車が施錠されている場合にあつては、当該施錠を解除させ、その目的を達成するために必要な最小限度において車内等の調査をさせることができる。
- 4 第 1 項及び前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第 1 項及び第 3 項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(放置自動車の移動及び保管)

第 5 条 知事は、前条第 1 項の規定により警告書を貼り付けた日の翌日から起算して 14 日を経過した日以後引き続き当該放置自動車が置かれている場合において、当該県有地等の利用上又は管理上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

- 2 知事は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合（所有者等の所在が判明しない場合を含む。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通知するものとする。

(勧告及び命令)

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定による調査の結果、放置自動車

の所有者等が判明したときは、規則で定めるところにより、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(廃自動車認定)

第 7 条 知事は、第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該放置自動車を廃自動車と認定することができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定による警告書の貼付けの日の翌日から起算して 14 日を経過していること。
- (2) 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていること。
- (3) 道路運送車両法第 11 条第 1 項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容を読み取ることができないこと又は同法第 15 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による永久抹消登録、同法第 15 条の 2 第 1 項の規定による輸出抹消仮登録若しくは同法第 16 条第 1 項の規定による一時抹消登録がなされていること。
- (4) 道路運送車両法第 73 条第 1 項（同法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容を読み取ることができないこと。

- 2 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定による警告書の貼付けの日
- (2) 放置されている場所（第 5 条第 1 項の規定により放置自動車を移動し、及

び保管した場合にあっては、放置されていた場所)

(3) 放置自動車の車名、塗色、種別及び道路運送車両法第 9 条に規定する自動車登録番号又は同法第 60 条第 1 項若しくは第 97 条の 3 第 1 項に規定する車両番号のうち判明しているもの

(4) この項の規定による公示の日の翌日から起算して 14 日を経過した日以後に当該放置自動車について廃自動車認定をし、これを処分する旨

(処分)

第 8 条 知事は、前条第 1 項の規定により放置自動車を廃自動車と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。

2 知事は、第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、前条第 1 項の規定により当該放置自動車を廃自動車と認定することが困難なときは、当該放置自動車に係る次に掲げる事項を公示し、その公示の日の翌日から起算して 3 月を経過した日以後に当該放置自動車の処分を行うことができる。

(1) 前条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項

(2) この項の規定による公示の日の翌日から起算して 3 月を経過した日以後に当該放置自動車を処分する旨

(費用の請求)

第 9 条 知事は、第 5 条第 1 項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したとき又は前条の規定により放置自動車を処分したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、当該移動及び保管又は処分に要した費用を請求することができる。

(規則への委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 11 条 第 6 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 12 号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年島根県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「（島根県知事の選挙における候補者に限る。）」を削り、「第 142 条第 1 項第 3 号」の次に「又は第 4 号」を加え、「同号」を「同項第 3 号又は第 4 号」に改める。

第 8 条中「第 142 条第 1 項第 3 号」の次に「又は第 4 号」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される島根県議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された島根県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 13 号

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「10万分の41」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 14 号

島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「一般会計」を「国民健康保険特別会計」に改める。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（交付の要件）

第 6 条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第17条第 1 項に規定する条例で定める特別の事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- (1) 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- (2) 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下等により地域の産業に特別の事情が生じたこと。
- (3) その他前 2 号に類する被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。

（拠出金）

第 7 条 各年度において知事が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の 2 第 4 項に基づき市町村に対して納付を求める拠出金の総額については、算定政令第22条第 2 項の規定に基づき知事が定める額とする。

2 前項の拠出金は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 15 号

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年島根県条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準(第 43 条—第 47 条)」

「第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準(第 42 条の 2・第 42 条の 3)

を 第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準(第 43 条—第 47 条)」

に、「第 5 節 削除」を「第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準(第 114 条・第 115 条)」に、「第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準(第 182 条

「第 6 節 共生型居宅サービスに関する基準(第 181 条の 2・

—第 188 条)」を 第 7 節 基準該当居宅サービスに関する基準(第 182 条—第 181 条の 3)

188 条) に改める。

第 1 条中「含む。)」の次に「、第 72 条の 2 第 1 項各号」を加える。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 共生型居宅サービス 法第 72 条の 2 第 1 項の申請に係る法第 41 条第 1 項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第 11 条中「居宅介護支援事業者」の次に「(法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

第 15 条第 1 項中「する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第 29 条第 3 項中「の各号」を削り、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握し

た利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第36条の次に次の 1 条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の 2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第165条第 2 項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第 2 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の 2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第181条の 2 において「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護をいう。第 1 号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第 1 号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において

「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第5条、第6条(第1項を除く。)及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第59条中「及び第32条から」を「、第32条から第36条まで及び第37条から」に改める。

第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第65条第5項中「第171条第10項」を「第171条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第32条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第81条第1項中「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な 1 以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 以上

第81条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号の医師は、常勤でなければならない。

第82条の見出し中「の要件」を削り、同条第 1 項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第91条第 1 項第 1 号イ中「、看護職員」を削り、同項第 3 号を削る。

第92条第 1 項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第 1 項第 1 号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第 3 項を削る。

第96条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第105条第 4 号中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第113条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第 7 章第 5 節を次のように改める。

第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定

自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自

立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

第135条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第138条第 1 項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第142条第 1 項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第148条第 4 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第153条第 2 項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第165条第 2 項中「（指定居宅介護支援等基準第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第168条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第188条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改め、「静養室等」との次に「、第167条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第20条第 2 項」とあるのは「第20条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第38条第 2 項」とあるのは「第38条第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第40条第 2 項」とあるのは「第40条第 2 項」と」を加える。

第 9 章中第 6 節を第 7 節とし、第 5 節の次に次の 1 節を加える。

第 6 節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第181条の 2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合

において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第168条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中

「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第190条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第191条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第202条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第207条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第215条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合に

において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第218条第 8 項中「のうち 1 人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第226条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第237条中「から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第238条中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第248条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第255条第 1 号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第256条第 4 項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第263条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を加える。

第265条中「から第37条まで」を「、第36条、第37条」に改める。

第276条中「第35条」の次に「、第36条、第37条」を、「「利用者」と」の次に「、第33条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則第10項を附則第13項とし、附則第 9 項の次に次の 3 項を加える。

10 第218条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する

診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第12項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

11 第240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

12 第220条及び第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することに

より、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条―第172条）」を
「第 7 節 共生型介護予防サービスに関する基準（第165条の 2 ・第 8 節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条―第172条）」に改める。

第 1 条中「含む。）」の次に「、第115条の 2 の 2 第 1 項各号」を加える。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 共生型介護予防サービス 法第115条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第 53条第 1 項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第80条第 1 項中「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な 1 以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 以上

第80条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号の医師は、常勤でなければならない。

第81条第 1 項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第88条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第89条第 1 項第 1 号イ中「、看護職員」を削り、同項第 3 号を削る。

第90条第 1 項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第92条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第96条第 3 項を削る。

第119条第 1 項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第130条第 4 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「もの（以下）」の次に「この節及び次節において」を加える。

第 9 章中第 7 節を第 8 節とし、第 6 節の次に次の 1 節を加える。

第 7 節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第165条の 2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第118条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一

体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条及び第131条、第4節（第143条を除く。）並びに第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51

条の13第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第52条の 3」とあるのは「第52条の 3」と、同項第 5 号中「次条において準用する第55条の 8 第 2 項」とあるのは「第55条の 8 第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第55条の10第 2 項」とあるのは「第55条の10第 2 項」と読み替えるものとする。

第174条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第175条第 1 項第 4 号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 43 条に規定するユニット型介護医療院をいう。第 192 条及び第 196 条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第176条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第180条に次の 1 号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第192条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第196条に次の 1 号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数第204条第 8 項中「のうち 1 人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第212条に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第226条中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第251条第 1 号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第252条第 4 項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則第16項を附則第19項とし、附則第15項の次に次の 3 項を加える。

- 16 第204条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年 3 月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホー

ム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第18項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

17 第228条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

18 第206条及び第230条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 12 項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項第 1 号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第 17 条に次の 1 項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 6 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第 12 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第 16 条に次の 1 項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上

開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「) 及び」を「) に」に、「、特別養護老人ホーム及び」を「の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第40条第 2 項(第52条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームに」に改め、「) を併設する場合」の次に「の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を、「ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合」の次に「の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加え、「地域密着型特別養護老人ホーム及び」を「地域密着型特別養護老人ホームに」に改め、「ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合」の次に「の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」を加え、「(第40条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」を削る。

第 7 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第11条第 7 項及び第12条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第22条の次に次の 1 条を加える。

(緊急時等の対応)

第22条の 2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第 1 項第 2 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第34条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第36条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条第 9 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第 6 項から第 8 項までの規定中「平成30年 3 月31日」を「平成36年 3 月31日」に改める。

(島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 6 条 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及び」を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第52条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に改め、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を、「」を併設する場合」の次に「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、「第52条第 2 項」を「指定地域密着型サービス基準第167条第 2 項」に改める。

第 8 条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第24条の次に次の 1 条を加える。

(緊急時等の対応)

第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第51条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第7項から第9項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「する場合」の次に「の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」を加え、同条第6項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療

院」を加え、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第 3 条第 7 項及び第 4 条第 1 項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第 15 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 44 条第 1 項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第 46 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第 6 項から第 10 項までの規定中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 36 年 3 月 31 日」に改める。

(島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 8 条 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定

める条例（平成24年島根県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 項中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「する場合」の次に「の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設」を加える。

第16条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第47条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第 9 項から第12項までの規定中「受けるもの」を「受けていたもの」に、「平成30年 3 月31日」を「平成36年 3 月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第255条第 1 号の改正規定及び第 2 条中第251条第 1 号の改正規定は、平成30年10月

1 日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

第 2 条 この条例の施行の際現に介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第 1 条の規定による改正前の島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この条において「旧居宅サービス等条例」という。）第 90 条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次条において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス等条例第 90 条から第 92 条まで及び第 95 条第 3 項の規定は、平成 30 年 9 月 30 日までの間、なおその効力を有する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

第 3 条 この条例の施行の際現に介護保険法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第 2 条の規定による改正前の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下この条において「旧介護予防サービス等条例」という。）第 88 条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス等条例第 88 条から第 90 条まで及び第 96 条第 3 項の規定は、平成 30 年 9 月 30 日までの間、なおその効力を有する。

島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年島根県条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 17 号

島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

- 第 1 章 趣旨、基本方針等（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 人員に関する基準（第 4 条）
- 第 3 章 施設及び設備に関する基準（第 5 条・第 6 条）
- 第 4 章 運営に関する基準（第 7 条—第 42 条）
- 第 5 章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
 - 第 1 節 この章の趣旨及び基本方針（第 43 条・第 44 条）
 - 第 2 節 施設及び設備に関する基準（第 45 条）
 - 第 3 節 運営に関する基準（第 46 条—第 54 条）

附則

第 1 章 趣旨、基本方針等

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）

第 111 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って

介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第44条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。
- (2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。
- (3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 法第111条第2項の規定により介護医療院に置くべき従業者のうち、条例で定める介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者（以下この項において「I型入所者」という。）の数を150で除した数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者（以下この項において「II型入所者」という。）の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (2) 看護師又は准看護師（第12条及び第52条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上

- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
 - (5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
 - (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
 - (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。次項において同じ。）の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のもの

をいう。以下この項において同じ。) の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合であって、当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を 6 で除した数以上
- (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数

第 3 章 施設及び設備に関する基準

(条例で定める施設)

第 5 条 法第111条第 1 項の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しむる広さを有すること。
- (2) 食堂 内法による測定で、入所者 1 人当たり 1 平方メートル以上の面積を有すること。

(3) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第 1 項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

第 6 条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第 45 条において同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第 45 条において同じ。）とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項及び第 45 条第 4 項において「療養室等」という。）を 2 階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第 45 条第 4 項において同じ。）又は消防署長と相談の上、第 32 条の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

- (イ) 第32条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- (2) 療養室等が 2 階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1 以上設けること。
- (3) 療養室等が 3 階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を 2 以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第 1 項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の 4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第 1 項第 4 号から第 6 号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第 2 項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第 1 項、第30条の25、第30条の26第 3 項から第 5 項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第 30条の18第 1 項中「いずれか及び第 4 号から第 6 号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- (5) 階段には、手すりを設けること。
- (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 常夜灯を設けること。
- (7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第 4 章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第 29 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第 2 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 介護医療院は、第 2 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第 2 項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する重要事項の

提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第 8 条 介護医療院は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 9 条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 10 条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 11 条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第 12 条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するもの

とする。

- 2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。第 28 条において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第 13 条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第 14 条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第 48 条第 4 項の規定により施設介護サービス費（同条第 1 項に規定する施設介護サービス費をいう。以下こ

の項及び第46条第1項において同じ。)が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第46条において「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。)第14条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行った

ことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第14条第 3 項第 4 号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用については、基準省令第14条第 4 項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 介護医療院は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければな

らない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（次項及び第 9 項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第 2 号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところ

ろにより行わなければならない。

- (1) 定期的に入所者に面接すること。
- (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- (3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第18条第5号の厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 基準省令第18条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替

えなければならない。

- 5 介護医療院は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 介護医療院は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替^しえ、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第22条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好^しを考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたと

き。

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第27条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉

サービスを提供する者と密接に連携すること。

- (4) 第38条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
- (5) 第40条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第30条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 介護医療院は、その立地条件を踏まえた非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、基準省令第33条第 2 項第 4 号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第 9 条の 8、第 9 条の 9、第 9 条の12、第 9 条の13、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 の規定を準用する。この場合において、同令第 9 条の 8 第 1 項中「法第 15 条の 2 の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第 2 項中「法第 15 条の 2 の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第 9 条の 9 第 1 項中「法第 15 条の 2 の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第 9 条の12中「法第 15 条の 2 の規定による第 9 条の 7 に定める医療機器」とあるのは「医薬

品医療機器等法第 2 条第 8 項に規定する特定保守管理医療機器」と、第 9 条の 13 中「法第 15 条の 2 の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

- (1) 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査の業務
- (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院）

第 34 条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

- 2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第 35 条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第 36 条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供

する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第43条 第2条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第45条及び第49条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一

人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第 2 節 施設及び設備に関する基準

(条例で定める施設)

第45条 ユニット型介護医療院が法第111条第 1 項の規定に基づき有しなければならない施設は、同項の規定に基づく厚生労働省令で定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 共同生活室
- (2) 洗面設備
- (3) 便所
- (4) 浴室
- (5) サービス・ステーション
- (6) 調理室
- (7) 洗濯室又は洗濯場
- (8) 汚物処理室

- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 共同生活室

ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 1 の共同生活室の床面積は、2 平方メートルに当該共同生活室が属する

ユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

ウ 必要な設備及び備品を備えること。

(2) 洗面設備

ア 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

イ 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(3) 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第 4 号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前 3 項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を 2 階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 54 条において準用する第 32 条の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第 54 条において準用する第 32 条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住

民等との連携体制を整備すること。

- (2) 療養室等が 2 階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1 以上設けること。
- (3) 療養室等が 3 階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を 2 以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第 123 条第 1 項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第 30 条、第 30 条の 4、第 30 条の 13、第 30 条の 14、第 30 条の 16、第 30 条の 17、第 30 条の 18（第 1 項第 4 号から第 6 号までを除く。）、第 30 条の 19、第 30 条の 20 第 2 項、第 30 条の 21、第 30 条の 22、第 30 条の 23 第 1 項、第 30 条の 25、第 30 条の 26 第 3 項から第 5 項まで及び第 30 条の 27 の規定を準用する。この場合において、同令第 30 条の 18 第 1 項中「いずれか及び第 4 号から第 6 号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- (5) 階段には、手すりを設けること。
- (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）として差し支えない。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
- (7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

- 5 前項第 1 号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第 3 節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第46条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額（同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費が

入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

- (2) 居住に要する費用(法第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) 基準省令第 46 条第 3 項第 3 号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第 46 条第 3 項第 4 号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用については、基準省令第 46 条第 4 項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第 47 条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が

相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第49条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好^しに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。
- (1) 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第 7 条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第 2 項中「この章」とあるのは「第 5 章第 3 節」と、第42条第 2 項第 4 号中「第16条第 5 項」とあるのは「第47条第 7 項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）を開設する場合における当該介護医療院の食堂についての第5条第2項第2号の規定の適用については、同号中「^{のり}内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積」とあるのは、「入所者が食事をするのに適した広さ」とする。
- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 5 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介

護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第 6 条第 1 項第 6 号ア及び第 45 条第 4 項第 6 号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

6 平成18年 7 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、平成36年 3 月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第 6 条第 1 項第 1 号及び第 45 条第 4 項第 1 号の規定は、適用しない。

7 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年 3 月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第 6 条第 1 項第 2 号及び第 45 条第 4 項第 2 号の規定の適用については、第 6 条第 1 項第 2 号及び第 45 条第 4 項第 2 号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1 以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を 2 以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は 2 階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ 50 平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100 平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を 1 とすることができる」とする。

8 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年 3 月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第 6 条第 1 項第 6 号ア及び第 45 条第 4 項第 6 号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 18 号

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第1項本文を次のように改める。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理（当該携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して行われる青少年有害情報フィルタリングサービスの提供の開始又は内容の変更若しくは提供の中止を含む。）をするに当たり、当該契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の使用者が青少年である場合には、その保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項及び青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることその他規則で定める事項を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。

第25条の2第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 保護者は、青少年を相手方とする携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）又は青少年を携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）（以下「携帯電話インターネット接続役務契約」という。）の締結をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、次の各号に掲げるときは、そ

れぞれ当該各号に定める事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下この条において「理由書」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

(1) 青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき 青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項

(2) 青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするとき 青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、次の各号に掲げる場合においては、保護者から理由書の提出があったときに限り、それぞれ当該各号に定める契約の締結若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理又は販売をすることができる。

(1) 携帯電話インターネット接続役務を提供する場合 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理（当該携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して行われる青少年有害情報フィルタリングサービスの提供の開始又は内容の変更若しくは提供の中止を含む。）

(2) 携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約に係る特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合 青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務契約に係る特定

携帯電話端末等の販売

- 4 次の表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げるときは、同表の右欄に定める日までの間、当該契約又は販売に係る理由書若しくはその写し又は当該理由書に記載された事項が記録された電磁的記録を保存しなければならない。

<p>携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第 2 条第 8 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）</p>	<p>前項の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の契約を締結したとき。</p>	<p>当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満 18 歳に達する日のいずれか早い日</p>
<p>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</p>	<p>前項の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務の契約に係る特定携帯電話端末等を販売したとき。</p>	<p>当該契約に係る青少年が満 18 歳に達する日</p>

第 25 条の 3 第 2 項中「認められる」を「認められ、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務契約に係る特定携帯電話端末等の販売を受けたと認められる」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 19 号

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第 1 節 基本方針（第 5 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 6 条—第 8 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 9 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 10 条—第 44 条）

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 44 条の 2—第 44 条の 4）

第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 45 条—第 49 条）

第 3 章 療養介護

第 1 節 基本方針（第 50 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 51 条・第 52 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 53 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 54 条—第 78 条）

第 4 章 生活介護

第 1 節 基本方針（第 79 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 80 条—第 82 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 83 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 84 条—第 95 条）

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 95 条の 2 —第 95 条の 5）

第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 96 条—第 98 条）

第 5 章 短期入所

第 1 節 基本方針（第 99 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 100 条・第 101 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 102 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 103 条—第 110 条）

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 110 条の 2 —第 110 条の 4）

第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 111 条・第 112 条）

第 6 章 重度障害者等包括支援

第 1 節 基本方針（第 113 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 114 条・第 115 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 116 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 117 条—第 123 条）

第 7 章 削除

第 8 章 自立訓練（機能訓練）

第 1 節 基本方針（第 142 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 143 条・第 144 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 145 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 146 条—第 149 条）

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 149 条の 2 —第 149 条の

4)

第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第150条—第151条)

第 9 章 自立訓練 (生活訓練)

第 1 節 基本方針 (第152条)

第 2 節 人員に関する基準 (第153条・第154条)

第 3 節 設備に関する基準 (第155条)

第 4 節 運営に関する基準 (第156条—第159条)

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第159条の 2—第159条の
4)

第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第160条—第161条)

第10章 就労移行支援

第 1 節 基本方針 (第162条)

第 2 節 人員に関する基準 (第163条—第165条)

第 3 節 設備に関する基準 (第166条・第167条)

第 4 節 運営に関する基準 (第167条の 2—第172条)

第11章 就労継続支援 A 型

第 1 節 基本方針 (第173条)

第 2 節 人員に関する基準 (第174条・第175条)

第 3 節 設備に関する基準 (第176条)

第 4 節 運営に関する基準 (第177条—第185条)

第12章 就労継続支援 B 型

第 1 節 基本方針 (第186条)

第 2 節 人員に関する基準 (第187条)

第 3 節 設備に関する基準 (第188条)

第 4 節 運営に関する基準 (第189条・第190条)

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第191条—第194条)

第13章 就労定着支援

第 1 節 基本方針 (第194条の 2)

第2節 人員に関する基準（第194条の3・第194条の4）

第3節 設備に関する基準（第194条の5）

第4節 運営に関する基準（第194条の6—第194条の12）

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針（第194条の13）

第2節 人員に関する基準（第194条の14・第194条の15）

第3節 設備に関する基準（第194条の16）

第4節 運営に関する基準（第194条の17—第194条の20）

第15章 共同生活援助

第1節 基本方針（第195条）

第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）

第3節 設備に関する基準（第198条）

第4節 運営に関する基準（第198条の2—第201条）

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）

第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）

第3款 設備に関する基準（第201条の6）

第4款 運営に関する基準（第201条の7—第201条の11）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第201条の12・第201条の13）

第2款 人員に関する基準（第201条の14・第201条の15）

第3款 設備に関する基準（第201条の16）

第4款 運営に関する基準（第201条の17—第201条の22）

第16章 多機能型に関する特例（第202条—第205条）

第17章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第206条—第210条）

附則

第 1 条中「同じ。）」の次に「、第41条の 2 第 1 項各号」を加える。

第 2 条第 7 号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援基準第71条の 7 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 共生型障害福祉サービス 法第41条の 2 第 1 項の申請に係る法第29条第 1 項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第 4 条第 1 項中「第13章」を「第15章」に改める。

第 6 条第 1 項中「第201条の 2 並びに第201条の10第 2 項及び第 4 項」を「第 201条の12並びに第201条の20第 2 項及び第 4 項」に改める。

第49条中「前節」を「第 4 節」に改める。

第 2 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の 2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定

居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第44条の4 第5条（第3項及び第4項を除く。）、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節（第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第80条第1項第2号中「第16章」を「第17章」に改める。

第87条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第96条第1号中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）

又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。））」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。））」を「指定通所介護等」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。））」を「指定通所介護事業所等」に改め、「（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。））」を削る。

第97条中「次の各号」を「次」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。））」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。））」に、「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。））」を「指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。））」に、「指定地域密着型サービス基準第63

条第 1 項又は第171条第 1 項に規定する通いサービスをいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第 1 項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の 2 及び第160条の 2 において」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の 2 及び第160条の 2 において同じ。）」に改め、同条第 1 号中「指定地域密着型サービス基準第63条第 1 項又は第171条第 1 項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第 1 項に規定する登録者を除く。第111条、第150条の 2 及び第160条の 2 において」に、「第55条の 8」を「第55条の12」に、「第72条の 4」を「第72条の 6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の 2 及び第160条の 2 において」に改め、同条第 2 号中「第55条の 8」を「第55条の12」に、「第72条の 4」を「第72条の 6」に、「登録定員に応じて」を「、登録定員に応じて、」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、」に改め、同条第 3 号中「指定地域密着型サービス基準第67条第 2 項第 1 号又は第175条第 2 項第 1 号に規定する居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第 2 項第 1 号に規定する居間及び食堂を除く。第111条、第150条の 2 及び第160条の 2 において」に改め、同条第 4 号中「第55条の 8」を「第55条の12」に、「第72条の 4」を「第72条の 6」に改める。

第 4 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第95条の 2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第202条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受けける障害児の数を指定児童発達支援等を受けける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第95条の 3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定

地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。))若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3

及び第159条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第100条第1項第2号中「又は第201条の4第1項」を「、第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第201条の14第1項」に改め、同号ア中「又は第201条の2」を「、第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第201条の12」に改め、「規定する指定共同

生活援助事業所をいう。）」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改め、同条第2項第2号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等である」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等（第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である」に改め、同号ア中「指定自立訓練（生活訓練）等」の次に「（第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を加え、「指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び」に改め、同条第3項第1号中「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改め、同号ア中「、第201条の2」を「、第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第201条の12」に改める。

第109条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改める。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第55条の8」を「第55条の12」に、「第72条の4」を「第72条の6」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「第55条の8」を「第55条の12」に、「第72条の4」を「第72条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入

所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準」という。)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防居宅サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防居宅サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基

準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ若しくは第175条第2項第2号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第114条第4項中「専任かつ」を削る。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に

改める。

第121条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第 1 項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「から第 3 項まで」を「及び第 2 項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第142条中「、規則第 6 条の 7 第 1 号に規定する者に対して」を削る。

第149条中「第88条」を「第87条の 2」に改める。

第150条の 2 中「次の各号」を「次」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「第55条の 8」を「第55条の12」に、「第72条の 4」を「第72条の 6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第 4 号中「第55条の 8」を「第55条の12」に、「第72条の 4」を「第72条の 6」に改める。

第 8 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第149条の 2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規

模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第 63 条若しくは第 171 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第 149 条の 4 第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条から第 77 条まで、第 81 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで、第 142 条及び前節（第 149 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第 152 条中「、規則第 6 条の 7 第 2 号に規定する者に対して」を削る。

第 159 条中「第 88 条」を「第 87 条の 2」に改める。

第 160 条の 2 中「次の各号」を「次」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「第 55 条の 8」を「第 55 条の 12」に、「第 72 条の 4」を「第 72 条の 6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第 4 号中「第 55 条の 8」を「第 55 条の 12」に、「第 72 条の 4」を「第 72 条の 6」に改める。

第 9 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第 159 条の 2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下

「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第159条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人

28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10章第4節中第168条の前に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第172条中「第86条」を「第86条、第87条、第88条」に、「第157条の2、第146条及び第147条」を「第146条、第147条及び第157条の2」に、「この条」を「この項」に改める。

第16章を第17章とする。

第15章の章名を削る。

第202条第 1 項中「（指定通所支援基準第 5 条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定通所支援基準第66条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第14章を第16章とする。

第199条第 3 項中「対して、」の次に「当該」を加え、「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第201条の12中「第201条の12」を「第201条の22」に改め、第13章第 5 節第 4 款中同条を第201条の22とし、第201条の 8 から第201条の11までを10条ずつ繰り下げる。

第201条の 7 第 1 項中「第201条の 9 」を「第201条の19」に改め、同条を第201条の17とし、第13章第 5 節第 3 款中第201条の 6 を第201条の16とし、同節第 2 款中第201条の 5 を第201条の15とし、第201条の 4 を第201条の14とし、同節第 1 款中第201条の 3 を第201条の13とする。

第201条の 2 中「前節」を「第 4 節」に、「第201条の12」を「第201条の22」に、「第201条の 4 第 1 項」を「第201条の14第 1 項」に改め、同条を第201条の12とする。

第13章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第201条の 2 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービ

ス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分三に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分四に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分五に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第 1 条第 7 号に規定する区分六に該当する利用者の数を 2.5
で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が 30 以下 1 以上

イ 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第 1 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第 1 項及び第 2 項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第 201 条の 5 第 197 条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 3 款 設備に関する基準

（設備）

第 201 条の 6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければ

ばならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は 4 人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を 2 人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1 つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1 つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 7 共同生活住居は、1 以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2 人以上10人以下とする。
- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 1 の居室の定員は、1 人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。
 - (2) 1 の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第 4 款 運営に関する基準

(実施主体)

第201条の 7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サー

ビス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）

第201条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第201条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努め

なければならない。

(協議の場の設置等)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条

の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

第194条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介

護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

- (1) 利用者の数が60以下 1 以上
 - (2) 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
- 3 前 2 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第 1 項に規定する就労定着支援員及び第 2 項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第 2 項に規定するサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第194条の 4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第194条の 5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第 4 節 運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第194条の 6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に

規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第194条の 7 指定就労定着支援事業者は、過去 3 年間に於いて平均 1 人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の 8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1 月に 1 回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1 月に 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の 9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連

絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (2) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

第194条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
- (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

- ア 利用者の数が30以下 1 以上
- イ 利用者の数が31以上 1 に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
- 2 前項第 1 号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに 1 とする。
- 3 第 1 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第 1 項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(準用)

第194条の16 第194条の 5 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第 1 項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に 1 回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の

障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

附則第3条及び第4条中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

附則第5条の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第1項及び第2項中「第199条第3項」の次に「及び第201条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第3項中「まで」の次に

「及び第201条の4第1項第2号イからエまで」を加える。

附則第6条中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附則第5条中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「規定する児童発達支援をいう。以下同じ」を「規定する児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業」を「放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「保育所等訪問支援をいう。以下同じ」を「保育所等訪問支援をいう」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「、規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」を「第43条、第44条、第45条」に改める。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成26年島根県条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第201条の2」を「第201条の12」に改める。

附則第4項中「第201条の4」を「第201条の14」に改める。

附則第5項中「第201条の10第4項」を「第201条の20第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

く指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている第 2 条の規定による改正前の島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 6 条及び第 10 条に規定する指定障害者支援施設については、第 2 条の規定による改正後の島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 5 条及び第 9 条の規定にかかわらず、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 20 号

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 児童発達支援

第 1 節 基本方針（第 5 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 6 条—第 9 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 10 条・第 11 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 12 条—第 55 条）

第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第 55 条の 2—第 55 条の 5）

第 6 節 基準該当通所支援に関する基準（第 55 条の 6—第 55 条の 12）

第 3 章 医療型児童発達支援

第 1 節 基本方針（第 56 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 57 条・第 58 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 59 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 60 条—第 65 条）

第 4 章 放課後等デイサービス

第 1 節 基本方針（第 66 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 67 条・第 68 条）

第 3 節 設備に関する基準（第69条）

第 4 節 運営に関する基準（第70条—第72条）

第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第72条の 2）

第 6 節 基準該当通所支援に関する基準（第72条の 3—第72条の 6）

第 5 章 居宅訪問型児童発達支援

第 1 節 基本方針（第72条の 7）

第 2 節 人員に関する基準（第72条の 8・第72条の 9）

第 3 節 設備に関する基準（第72条の10）

第 4 節 運営に関する基準（第72条の11—第72条の14）

第 6 章 保育所等訪問支援

第 1 節 基本方針（第73条）

第 2 節 人員に関する基準（第74条・第75条）

第 3 節 設備に関する基準（第76条）

第 4 節 運営に関する基準（第77条—第80条）

第 7 章 多機能型事業所に関する特例（第81条—第83条）

附則

第 1 条中「第21条の 5 の15第 2 項第 1 号」を「第21条の 5 の15第 3 項第 1 号」に、「第21条の 5 の18第 1 項」を「第21条の 5 の19第 1 項」に改める。

第 2 条第 2 号中「第21条の 5 の28第 1 項」を「第21条の 5 の29第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第21条の 5 の28第 3 項」を「第21条の 5 の29第 3 項」に改め、同条第 4 号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第72条の 7 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 共生型通所支援 法第21条の 5 の17第 1 項の申請に係る法第21条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第 3 条中「第21条の 5 の15第 2 項第 1 号」を「第21条の 5 の15第 3 項第 1 号」に改める。

第 4 条第 3 項中「第21条、第50条及び第67条において」を「以下」に改め

る。

第 6 条第 1 項第 1 号中「指導員又は保育士 指定児童発達支援」を「児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定児童発達支援」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同項第 2 号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）」を「児童福祉施設基準省令」に改め、同条第 2 項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第 4 号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第 6 条第 3 項第 2 号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 3 号中「（児童福祉施設基準省令第 21 条第 6 項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）」を削り、同条第 5 項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項第 1 号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第 7 条第 4 項第 1 号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第27条に次の2項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第49条第1項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第50条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第51条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第52条第2項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第55条の8中「次の各号」を「次」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模

多機能型居宅介護事業者をいう。)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に、「指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ」を「指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）

（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）」に、「第55条の5」を「第55条の9」に改め、同条第1号中「第72条の4」を「第72条の6」に、「（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の6」に改め、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第4号中「第72条の4」を「第72条の6」に改め、第2章第5節中同条を第55条の12とする。

第55条の7中「次の各号」を「次」に、「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働

省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護(指定居宅サービス等基準省令第92条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)」を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)」を「指定通所介護事業所等」に、「第55条の5」を「第55条の9」に改め、同条第1号中「(指定居宅サービス等基準省令第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)」を削り、同条を第55条の11とする。

第55条の6中「次の各号」を「次」に改め、「(指定障害福祉サービス基準省令第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。))」、「(指定障害福祉サービス基準省令第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。))」及び「(指定障害福祉サービス基準省令第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。))」を削り、同条を第55条の10とする。

第55条の5中「前節」を「第4節」に改め、同条を第55条の9とし、第55条の4を第55条の8とし、第55条の3を第55条の7とする。

第55条の2第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第55条の2を第55条の6とする。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第55条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準省令第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第55条の10において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準省令第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準省令第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第55条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第55条の11において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着

型通所介護事業所をいう。) (以下「指定通所介護事業所等」という。)
の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準省令第95条第2項第1号
又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号に規定する食堂
及び機能訓練室をいう。第55条の11第1号において同じ。)の面積を、指
定通所介護(指定居宅サービス等基準省令第92条に規定する指定通所介護
をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省
令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所
介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の
数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が
提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び
共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合におけ
る当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供する
ため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けてい
ること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の
基準)

第55条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事
業者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模
多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業
者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小
規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第55条の12において「指定小規模
多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居
宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密
着型介護予防サービス基準省令」という。))第44条第1項に規定する指定介

護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第55条の12において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準省令第93条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準省令第162条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準省令第171条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第72条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第55条の12において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第55条の12において同じ。）又はサテライト

型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第55条の12において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は

指定地域密着型介護予防サービス基準省令第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第55条の5 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第57条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第64条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第65条中「第27条」の次に「(第4項及び第5項を除く。)」を加え、「第49条第1項」を削り、「第61条」と、」の次に「第27条第1項及び」を加え、「体制」と」の次に「第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあ

るのは「医療型児童発達支援計画」とを加える。

第67条第1項第1号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第67条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第71条の2を削る。

第72条中「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「第28条」を「第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第71条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号」に改める。

第72条の4中「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「第55条の6から第55条の8」を「第55条の10から第55条の12」に、「第71条」を「及び第71条」に改め、「及び第71条の2」を削り、第4章第5節中同条を第72条の6とする。

第72条の3の2を第72条の5とし、第72条の3を第72条の4とし、第72条の2を第72条の3とする。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第72条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1

項、第53条から第55条の4まで、第66条及び第71条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第81条第1項中「第67条第1項、第2項及び第4項」の次に「、第72条の8第1項」を加え、「同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と」の次に「、第72条の8第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」とを加える。

第6章を第7章とする。

第76条を次のように改める。

（準用）

第76条 第72条の10の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第77条から第79条までを次のように改める。

第77条から第79条まで 削除

第80条中「第25条」を「第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条」に、「から第51条まで、第52条第1項及び」を「、第50条、第51条、第52条第1項、」に改め、「第55条まで」の次に「、第64条の2及び第72条の11から第72条の13まで」を加え、「第79条」を「第80条において準用する第72条の13」に、「第78条」と、「」を「第80条において準用する第72条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第80条において準用する第72条の12第2項」と、第27条第1項及び」に改め、「体制」と」の次に「、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第72条の7 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪

問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第72条の 8 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1 以上

2 前項第 1 号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に 3 年以上従事した者でなければならない。

3 第 1 項第 2 号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち 1 人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第72条の9 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第72条の8第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第72条の10 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第72条の11 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第72条の12 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問

型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第 5 号において同じ。) 以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第 3 項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第72条の13 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第72条の14 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第 4 項及び第 5 項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第 1 項、

第53条から第55条まで及び第64条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第72条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第72条の12第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第67条第4項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第82条において同じ。)」に改め、同条第8項及び第12項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第82条第7項及び第9項中「看護師」を「看護職員」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第5条第1項第2号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)」に改め、同条第4項を削る。

第6条第6項を削る。

第47条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている第 1 条の規定による改正前の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(次項において「旧条例」という。)第 6 条(第 3 項を除く。)に規定する指定児童発達支援事業者については、第 1 条の規定による改正後の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(次項において「新条例」という。)第 6 条(第 3 項を除く。)の規定にかかわらず、平成31年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第55条の 2 に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第55条の 6 の規定にかかわらず、平成31年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。
(島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている第 3 条の規定による改正前の島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 5 条第 4 項及び第 6 条第 6 項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第 3 条の規定による改正後の島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、平成33年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。

島根県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 21 号

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

島根県特別会計条例（昭和39年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

- (13) 島根県中小企業制度融資等特別会計 中小企業制度融資資金、まち・ひと・しごと創生資金、中小企業育成振興資金、企業立地促進資金及びソフト産業等立地促進資金の貸付け等に関する事業

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 22 号

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 4 第 1 項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第 1 条の 5 政令第 8 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

第35条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 23 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 8 項中「第12条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

第11条第 1 項中「第11条」を「第12条」に改める。

第12条第 1 項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 知事は、県営住宅の入居者（介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第 8 条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が次条第 1 項の規定による収入の申告をすること及び第27条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、第27条第 1 項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第 9 条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第 2 条に定めるところにより算出した額とすることができる。

第13条第 1 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第25条第 1 項中「第12条第 1 項」の次に「又は第 4 項」を加える。

第26条第 1 項及び第27条第 1 項中「第12条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

第28条中「第12条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第46条中「第12条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

第52条中「公営住宅法施行規則第11条」を「公営住宅法施行規則（昭和26年建

設省令第19号) 第12条」に改める。

第70条中「第12条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第11条第 1 項の改正規定、第13条第 1 項の改正規定、第28条の改正規定（「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。）及び第52条の改正規定は、公布の日から施行する。

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 24 号

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条の表中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

別表第 4 の13の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表の15の 2 の項、16の項、22の項及び27の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の28の 2 の項中「別表第 2 (わ)項」を「別表第 2 (か)項」に改め、同表の30の項及び37の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第25号左欄の(5)中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同欄の(8)及び(9)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同欄の(25)中「別表第 2 (わ)項」を「別表第 2 (か)項」に改め、同欄の(31)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 25 号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第 5 条第 1 項中「中学校及び小学校教育職給料表」を「中学校・小学校等教育職給料表」に改める。

第 19 条の 8 第 1 項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第 1 中「中学校及び小学校教育職給料表」を「中学校・小学校等教育職給料表」に改める。

別表第 2 中「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表」を「中学校・小学校等教育職給料表級別基準職務表」に改め、同表各号中「又は小学校」を「、小学校又は義務教育学校」に改める。

(市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校職員の旅費に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 3 条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年島根県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する

条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

（市町村立学校の教職員定数条例の一部改正）

第 5 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第 6 条 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和31年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第 7 条 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和31年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例の一部改正）

第 8 条 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第14中「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表」を「中学校・小学校等教育職給料表級別基準職務表」に改める。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 26 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,570人」を「1,573人」に、「989人」を「995人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,056人」を「5,034人」に、「348人」を「355人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

警察に関する手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 27 号

警察に関する手数料条例等の一部を改正する条例

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第 1 条 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項中「11,000円」を「9,900円」に改め、同表の 7 の項中「15,000円」を「13,000円」に、「11,700円」を「10,000円」に改め、同表の18の項中「2,400円」を「2,100円」に改め、同表の20の項中「25,000円」を「22,000円」に改め、同表の25の項中「4,600円」を「5,400円」に改め、同表の30の項中「1,600円」を「1,800円」に改め、同表の31の項の 2 中「2,200円」を「1,900円」に改め、同表の35の 3 の項の 3 中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表の38の項の 1 中「1,600円」を「1,550円」に、「4,400円」を「4,100円」に、「7,050円」を「6,600円」に改め、同項の 2 中「1,850円」を「1,900円」に、「2,200円」を「2,550円」に、「3,100円」を「3,350円」に改め、同項の 3 中「2,950円」を「2,600円」に、「4,500円」を「4,050円」に改め、同項の 4 中「1,850円」を「1,900円」に改め、同項の 5 中「1,750円」を「1,700円」に、「4,550円」を「4,800円」に改め、同項の 6 中「2,850円」を「2,900円」に、「4,400円」を「4,350円」に改め、同表の38の 2 の項の 1 中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に改め、同項の 2 中「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表の39の項中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同表の40の項の 2 及び41の項の 2 中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の41の 3 の項中「650円」を「750円」に改め、同表の42の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の43の項の 1 中「23,100円」を「23,400円」に改め、同項の 2 中「19,650円」を「19,500円」に改め、同項の 3 中「14,500円」を「14,700円」に改め、同項の 4 中「21,700円」を「21,500円」に改め、同表の44の項中

「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の45の項の1中「14,600円」を「14,550円」に改め、同項の2中「11,800円」を「11,850円」に改め、同項の3中「9,400円」を「9,650円」に改め、同項の4中「12,750円」を「12,450円」に改め、同表の46の項の1中「2,000円」を「1,900円」に、「4,650円」を「4,400円」に改め、同項の2中「1,950円」を「1,750円」に、「2,850円」を「2,550円」に改め、同項の3中「1,750円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,100円」に改め、同項の4中「1,050円」を「1,000円」に改め、同表の47の項の2中「2,500円」を「2,550円」に改め、同表の48の項中「2,400円」を「2,350円」に改め、同表の49の項の3中「2,100円」を「1,950円」に改め、同項の4中「4,100円」を「4,450円」に、「3,400円」を「3,500円」に、「2,450円」を「2,800円」に改め、同項の5中「4,100円」を「4,150円」に改め、同項の6中「1,400円」を「1,500円」に改め、同項の8中「1,300円」を「1,400円」に改め、同項の9中「650円」を「750円」に改め、同項の10中「2,400円」を「2,450円」に改め、同項の12中「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に、「5,650円」を「5,800円」に、「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に、「2,400円」を「2,350円」に改め、同項の13中「13,200円」を「12,500円」に改め、同項の14中「1,900円」を「2,000円」に改め、同表の60の項の1及び63の2の項の1中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表の64の2の項中「13,000円」を「12,000円」に改め、同表の64の3の項中「1,900円」を「1,700円」に改め、同表の64の6の項中「1,500円」を「1,600円」に改め、同表の64の7の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表の備考5中「8,000円」を「8,700円」に改める。

別表第2の1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表の3の項中「2,450円」を「2,500円」に、「1,950円」を「2,000円」に改め、同表の4の項中「2,450円」を「2,500円」に、「1,950円」を「2,000円」に改め、同表の5の項中「2,000円」を「2,350円」に、「1,950円」を「1,900円」に、「2,500円」を「2,650円」に改め、同表の6の項中「1,750円」を「1,800円」に、「2,100円」を「2,050円」に改め、同表の備考1中

「2,450円」を「2,350円」に、「850円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,100円」を「2,900円」に改め、同表の備考 2 中「550円」を「500円」に、「350円」を「300円」に改める。

別表第 3 の 1 の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表の 2 の項中「1,350円」を「1,400円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,350円」に改め、同表の 3 の項中「1,250円」を「1,300円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「1,100円」を「1,250円」に改め、同表の 4 の項及び 5 の項中「1,550円」を「1,600円」に改め、同表の 6 の項中「1,400円」を「1,500円」に、「1,200円」を「1,250円」に改め、同表の備考 1 中「2,500円」を「2,400円」に、「3,150円」を「2,850円」に改め、同表の備考 2 中「250円」を「150円」に、「100円」を「150円」に改める。

(警察に関する手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第 67号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「2,000円」を「1,900円」に、「1,950円」を「1,750円」に、「4,650円」を「4,400円」に、「2,850円」を「2,550円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。